**くらしの情報**

**今月の取り組み**

■障害者週間（12月3日（土曜日）～9日（金曜日））

■第74回人権週間（12月4日（日曜日～10日（土曜日）

**被災者住宅支援再建支援金**

　令和4年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震により、居住する住宅に著しい被害を受けた世帯に支援金を支給します。

※空き家、別荘、他人に貸している物件、建設中の住宅は対象外です。

■基礎支援金

申請期限　令和5年4月14日（金曜日）

支給額　❶複数世帯　全壊・解体世帯：100万円、大規模半壊世帯：50万円❷単数世帯　全壊・解体世帯：75万円、大規模半壊世帯 37万5,000円

申請方法　社会福祉課に設置している申請書（申請者は被災時の世帯主）に必要事項を記入し、り災証明書原本、申請書に記載する通帳の写し（被災時の世帯主名義のもの）、滅失登記簿謄本（解体による申請のみ）を添えて申請

■加算支援金

申請期限　令和7年4月15日（火曜日）

支給額　❶複数世帯　全壊・解体・大規模半壊世帯：50万円～200万円、中規模半壊世帯：25万円～100万円❷単数世帯　全壊・解体世帯・大規模半壊世帯：37万5,000円～150万円、中規模半壊世帯：18万7,500円～75万円

※支給額は、住宅の再建方法により異なります。

申請方法　契約書の写しまたは契約内容が分かる明細書・図面などを持参し、社会福祉課へ申請

問い合わせ 社会福祉課地域福祉担当 電話23-6012

**農地等災害復旧支援事業補助金の申請期限を延長します**

　令和4年7月の大雨により被害を受けた農地や、農業用施設の復旧に係る支援事業補助金の申請期限を12月28日（水曜日）まで延長します。該当する場合は、早めに申請してください。

申請方法　農林振興課または各総合支所地域振興課で配布している申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて提出

※詳しくは、市ウェブサイトを確認してください。

問い合わせ 農林振興課農村整備担当 電話23-2318

**生活困窮者自立支援金の申請期限が迫っています**

　新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金に該当する可能性のある人には、申請書を送付しています。本市への転入などにより、申請書を受け取っていない人は連絡してください。　詳しくは、市ウェブサイトを確認してください。

申請期限　窓口での受付：12月28日（水曜日）、郵送での受付：12月31日（土曜日）（当日の消印有効）

問い合わせ 社会福祉課生活支援担当 電話23-6012

**国民年金保険料の追納制度を活用しませんか**

　国民年金保険料の免除や猶予の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときと比べて、将来受け取る老齢基礎年金額が少なくなります。

　免除などの期間の保険料は、10年以内であれば、さかのぼって納付できる追納制度があります。将来、受け取る年金を満額に近づけるためにも、追納を奨励しています。

　追納保険料は、免除などの承認を受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降になると、当時の保険料に経過期間に応じた加算金が上乗せになります。詳しくは、問い合わせください。

問い合わせ 古川年金事務所 電話23-1200

　 　　　　市民課年金担当 電話23-6079

　 　　　　各総合支所市民福祉課市民窓口担当

**国民健康保険の被保険者が交通事故の被害に遭ったとき**

　交通事故などにより、第三者から被害を受けて診療を受ける場合、医療費は損害賠償の扱いとなり、原則として加害者が負担しなければなりません。

　ただし、被害者が国民健康保険の被保険者の場合は、「第三者の行為による被害届」を提出することで、国民健康保険が一時的に医療費を立て替え、後で加害者に費用を請求することができます。

　なお、仕事中や通勤途中の事故による場合で、労働者災害補償保険などの給付が受給できる場合には、国民健康保険を使うことができません。詳しくは、問い合わせください。

問い合わせ 保険給付課国民健康保険担当 電話23-6051

**国民健康保険税の特別徴収額は均等化することができます**

　国民健康保険税では、仮徴収と本徴収で税額に大きな偏りがある場合、年金から差し引いて納付する税額（特別徴収額）を年間を通して、可能な限り均等化することができます。

　均等化するには、申請が必要です。詳しくは、問い合わせください。

申請期間　令和5年1月4日（水曜日）～3月31日（金曜日）

持ち物　令和4年中の所得が確認できるもの、被保険者証

■具体例（特別徴収税額が年間18万円の場合）

均等化前

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 特別徴収対象月 | 税額 |
| 仮徴収 | 4月・6月・8月 | 20,000円 |
| 本徴収 | 10月・12月・2月 | 40,000円 |

※仮徴収の月ごとの徴収金額は、前年度の本徴収税額と同額です。

均等化後

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|   | 特別徴収対象月 | 税額 |
| 仮徴収 | 4月・6月・8月 | 20,000円 |
| 本徴収 | 10月・12月・2月 | 40,000円 |

問い合わせ 税務課国民健康保険税担当 電話23-5147

**怪しい勧誘や詐欺に注意しましょう**

　年末年始の行政機関が休みになる時期は、悪質な勧誘が予想されます。

　怪しい勧誘や電話などがあった場合は、最寄りの警察署に連絡してください。

連絡先　古川警察署 電話22-2311

　　　　鳴子警察署 電話82-2249

問い合わせ 消費生活センター 電話21-7321

**ヘルプカード、ヘルプマークを配布しています**

　ヘルプカードは、障がい者がカードにあらかじめ必要な支援内容を記入しておき、手助けが必要な場合に周囲に掲示して使用します。

　ヘルプマーク（ストラップ型）は、内部障がいや難病など、外見からは分かりにくい困難を抱える人が、周囲に支援を促すものです。

　配布場所は次のとおりです。

配布場所　社会福祉課、各総合支所市民福祉課

問い合わせ 社会福祉課障がい福祉担当 電話23-2167

**マイナンバーカードの出張申請受け付けを行います**

　図書館でマイナンバーカードの申請を受け付けます。申請していない人は、早めに申請しましょう。

日時　12月18日（日曜日）　9時30分～16時30分

場所　図書館（来楽里ホール）1階エントランスホール

対象　マイナンバーカードを初めて申請する人で、交付されるまで転出予定がない市民

持ち物　通知カード、本人確認書類（運転免許証など顔写真付きのもの1点と健康保険証など1点、または健康保険証など2点）、住民基本台帳カード（ある場合）

※15歳未満の人は、親権者の同行、親権者の本人確認書類および印鑑が必要です。

交付方法　申請から約2カ月後、書留または本人限定受け取り郵便で郵送

問い合わせ 市民課住民記録担当 電話23-6079

**除雪作業に協力願います**

　本格的な雪のシーズン到来に伴い、市では安全で円滑な交通を確保するため、早朝から除雪や融雪剤散布作業を実施し、通勤・通学時間帯まで終了するよう努めています。

　自宅前の歩道や出入り口については、各家庭での除雪作業に協力願います。また、樹木や竹などが雪の重みで道路上に垂れ下がり、除雪作業や通行の支障を来す恐れがありますので、適切に管理をしましょう。

問い合わせ 建設課道路維持担当 電話23-8015

　 　　　　各総合支所地域振興課建設担当

**水道メーターなどの適切な管理に協力願います**

　毎年、積雪により水道メーターの検針ができない場合があります。正確な使用水量の確認、漏水の早期発見のためにも、検針ができるようメーターボックス周辺の除雪に協力願います。

問い合わせ 大崎水道サービス株式会社 お客様センター 電話0120-366-171

**水道管の凍結に注意しましょう**

　気温がマイナス4度以下になると、水道管の凍結や破損が起こりやすくなります。早めに水道管の保温や水抜き装置の点検を行い、凍結には十分に気をつけましょう。

　水道管の修理や工事が必要な場合は、市の指定給水装置工事事業者に依頼してください。事業者の一覧は、市ウェブサイトから確認することができます。

問い合わせ 大崎水道サービス株式会社 お客様センター 電話0120-366-171